

広島県告示第二百九十号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年四月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
国家公務員共済組合連合会広島記念病院	広島市中区本川町一丁目四番三号	平成三二年四月二六日	更新
国家公務員共済組合連合会吉島病院	広島市中区吉島東三丁目二番三三号	平成三二年四月二六日	更新
高陽ニュータウン病院	広島市安佐北区亀崎四丁目七番一号	平成三二年四月二六日	更新
公立世羅中央病院	世羅郡世羅町本郷九一八番三号	平成三二年四月二六日	更新
広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	尾道市平原一丁目一〇番二三号	平成三二年四月二六日	更新
三次地区医療センタ	三次市十日市東三丁目一六番一号	平成三二年四月二六日	更新